

市会議第19号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月10日提出

提出者 市会議員 井上 よしひろ ほか50名

〔自民党市議団、日本共産党市議団、
公明党市議団、無所属〕

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京都 市 会 議 長 名

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に統いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実際に16人に1人が体外受精で生まれることになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用が掛かり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

京都市では、国に先駆けて、府市協調により人工授精及び保険適用の不妊治療に要した費用の一部の助成（一般不妊治療費助成）を平成15年7月から開始したほか、国の制度拡充に合わせて施策を適用する中で、治療をされる方の不安や悩みに寄り添った支援を行ってきた。特に、男性不妊治療については、平成26年10月から、府市協調の下、国に先駆けて助成を開始したうえで、国制度がスタートした平成28年1月以降も順次、制度を拡充してきた。

こうした中、厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって国におかれても、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体

外受精」や「頭微授精」、更には「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できる環境を更に整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用を検討すること。また、民法上の取扱いを考慮したうえで、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても丁寧に検討すること。
- 5 助成事業を拡充する場合、現在、国と地方公共団体が折半している費用負担について、半分が自治体負担となっており、制度を拡充した場合の影響が非常に大きいため、原則国費で対応すること。また、万が一、自治体負担が発生する場合には、地方交付税措置でなく、実質的な補助を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。